○○人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に○・五四三を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(A-B)\times 0.5\}\ /\ B+1$

$\{(A-B)\times 0.5\}\ /\ B$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

10　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和四年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和四年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　略］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十二項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九一六に満たないときは、〇・九一六）とする。

［一・二　略］

［14～16　略］

17　市町村の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{5{,}710\text{円}\times A}$$

5,710円×Ａに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｂ　次の算式によつて算定した額

算式

$\{6{,}325\text{千円}\times b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$

$(b_2\times b_3)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

○○人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に○・五三六を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(A-B)\times 0.7\}\ /\ B+1$

$\{(A-B)\times 0.7\}\ /\ B$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

10　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和三年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和三年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　同上］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十二項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九〇九に満たないときは、〇・九〇九）とする。

［一・二　同上］

［14～16　同上］

17　市町村の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{5{,}640\text{円}\times A}$$

5,640円×Ａに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｂ　次の算式によつて算定した額

算式

$\{6{,}436\text{千円}\times b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$

$(b_2\times b_3)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。